

「表現の不自由展・その後」展示中止を受け、表現の自由に対する攻撃に抗議し、表現の自由の価値を確認する会長声明

1 本年8月1日から10月14日までの予定で愛知県で開催されている国際芸術祭「あいちトリエンナーレ2019」の企画展「表現の不自由展・その後」が、開始からわずか2日後の8月3日に中止された。

この企画展は、従軍慰安婦を象徴する「平和の少女像」や昭和天皇の写真を含む肖像群が燃える映像作品など、過去に展示を拒否されたり公開中止になったりした作品を展示したものであった。

これらの作品は、観る人によって、好悪さまざまな感情を抱くものであろう。人それぞれの受け止め方があることは当然のことながら、異論反論その他主張したいことがあれば、合法的な表現行為によって対抗するのが法治国家であり民主主義社会である。

2 ところが、実行委員会会長である大村秀章愛知県知事の会見等における説明によると、実行委員会事務局や県庁に対して、「ガソリン携行缶を持ってお邪魔します」「県庁等にサリンとガソリンをまき散らす」「県内の小中学校、高校、保育園、幼稚園にガソリンを散布し着火する」「県庁職員らを射殺する」などのテロ予告と言える電話やFAX、メールが殺到したとのことである。

このようにテロを予告して展示中止を求める行為は、脅迫罪や威力業務妨害罪などに該当する犯罪である。自己の思想信条と相容れない表現活動を、正当な言論によらず、犯罪行為をもって抑え込もうとすることは、決して許されることではない。

大村知事は展示中止の理由として、「芸術祭全体の円滑な運営、安心安全」を挙げた。卑劣な犯罪予告に対しては、警察の力を借りて毅然とした対応をとるべきという理想論はあるものの、芸術祭及び県政の責任者として、来場者や職員の生命身体の安全に配慮する責任がある立場から、大村知事が展示中止の選択をせざるを得なかった事情は十分に理解する。

とはいえ、表現行為が脅迫に屈するという悪しき前例が模倣犯を生まないよう、警察による徹底した捜査がなされる

ことを要望し、警備体制を見直した上で展示が再開されることを期待する。

3 一方、河村たかし名古屋市長は、展示中止発表前日の8月2日、「日本国民の心を踏みにじる行為」などと述べて、大村知事に対し、展示中止を含む適切な対応を求める抗議文を提出した。しかし、公権力が、表現内容に異議を述べてその中止を求めることは、表現活動に多大な萎縮効果をもたらすものであり、到底許されるものではない。

この点、補助金を支出していることから、公権力が介入することを肯定する意見がある。しかし、補助金の支出が特定の団体に有利になされるようなことがあれば格別、予め設定された基準や要件を満たしたとして支出された以上、個々の展示内容の選択については、専門家から成る実行委員会で決めるべきことであり、展示内容に対して、補助金の支出を根拠として公権力が中止を要求することは、まさに不当な政治介入と言うべきである。

4 憲法21条で保障される表現の自由は、自己の人格を形成・発展させる自己実現の価値を有するとともに、国民が政治的意思決定に関与する自己統治の価値をも有する、極めて重要な基本的人権である。政治的表現が芸術という形をとって行われることも多く、芸術を含む多種多様な表現活動の自由が保障されることは、民主主義社会にとって必要不可欠である。

我々は、思想信条のいかんを問わず、表現の自由が保障される社会を守っていくことが重要であるという価値観を共有したい。

よって、当会は、正当な言論等によらずに展示中止を求める不当な行為や、公権力が表現内容に異議を述べてその中止を求めることに対して、強く抗議するとともに、多種多様な表現活動の自由が保障され、ひいては民主主義社会が維持・発展するよう努力する決意を表明する。

2019年8月29日

東京弁護士会会長 篠塚 力

台風第15号の伊豆諸島の被害に関し、災害救助法の適用を求め、弁護士による島嶼部相談等の取組みを積極的に実施することに関する東京三弁護士会会長声明

本年9月8日から9日にかけて関東地方を襲った台風第15号は、同月7日から8日にかけて伊豆諸島を北上した際、同地域に甚大な被害を発生させた。大島町（伊豆大島）ではおよそ200の住宅が全壊もしくは半壊しており、新島村（新島、式根島）でも住宅などおよそ440軒が被害にあったという。停電、断水、修繕に必要な資材の不足も目立つと伝えられているが、インターネット回線が不通の状況もあり島嶼部被害の全貌を把握するまでには、さらに時間がかかることが報道でも伝えられている。こうした被害の状況と地域の人口及び世帯数（大島町が人口7595人、4606世帯。新島村が人口2883人、1395世帯。）からすれば、少なくとも大島町及び新島村については災害救助法施行令第1条第1項第1号あるいは同第4号に定めた災害救助法の適用要件を十分に満たしており、伊豆諸島の他の町村も同様あるいはこれ以上の被害が発生していることが推測される。かかる被害の甚大さに鑑みれば復旧作業や被災者の生活再建には災害時支援制度を積極的に活用して行くことが不可欠であることは言うまでもない。そこで、東京三弁護士会は東京都、内閣府

に対して、関係機関等と調整の上、伊豆諸島の本件台風被害について早急に災害救助法の適用を決定されるよう求める。また、東京三弁護士会もこれに必要な協力を惜しまない所存である。

一方、東京三弁護士会ではこれまで継続して伊豆大島等の島嶼部巡回相談事業を実施し、また、平成25年の台風被害に際しては東京三弁護士会が東京都との協定（平成19年1月19日付け復興まちづくりの支援に関する協定）に基づき伊豆大島に弁護士を派遣して同島被災者の諸相談に応じて生活再建を支援してきた。東京三弁護士会は、今般の台風被害についても関係機関と連携を密にして、伊豆諸島の被災地で生活再建に取り組む多くの被災者に向けて相談体制を構築する等により積極的に被災者支援に取り組む所存である。

2019年（令和元年）9月17日

東京弁護士会 会長 篠塚 力

第一東京弁護士会 会長代理副会長 市川 正司

第二東京弁護士会 会長 関谷 文隆

⇒

*問い合わせ先：人権課 TEL.03-3581-2205